**平成２５年（フ）第３５７号**
栃木県宇都宮市滝の原３丁目１番９号　うえのコーポ306号室
債務者　逸見　英志
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

## 破産手続終結

**平成２４年（フ）第１９３２号**
札幌市中央区大通西10丁目４番
破産者　株式会社エヌテック札幌
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３０１０号**
名古屋市瑞穂区豊岡通３丁目18番地
破産者　株式会社オカノカネヨシ
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１４５５号**
東京都西東京市栄町１丁目９番25号
破産者　株式会社エコ・クラ
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３３号**
三重県津市河芸町南黒田405番地
破産者　堀　　靖彦
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２７３号**
三重県亀山市みどり町17番地３　古河電工社宅201棟106号
破産者　長嶋　和豊
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１２号**
三重県津市川添町８番22号、前住所三重県津市久居万町852番地５
破産者　小田　高弘
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第２４号**
福岡県みやま市瀬高町下庄2281―２
破産者　長野　晶子
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２４年（フ）第１２１号**
佐賀県鹿島市浜町乙2681番地の２
破産者　有限会社なかの土木
１　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
２　一般調査期日　平成25年10月９日午後１時30分
平成25年７月30日　佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第１７号**
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2922番地28
破産者　荒井　一朗
１　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
２　一般調査期日　平成25年９月26日午前11時
平成25年８月２日
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６４号**
奈良県生駒郡安堵町大字笠目482番地
破産者　章斗電機こと　卯川　章彦
１　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
２　一般調査期日　平成25年10月１日午前10時20分
平成25年８月１日　　奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第２８号**
宮城県柴田郡大河原町字新東10番地１　ログマン太田102号
破産者　木村　俊一
１　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
２　一般調査期日　平成25年９月18日午前10時
平成25年８月２日
仙台地方裁判所大河原支部

## 債権者集会等の期日

**平成２４年（フ）第１０６８９号**
埼玉県川口市金山町10番14号
破産者　株式会社トミタ
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前11時
平成25年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２５年（フ）第９号**
山口県周南市大字鹿野上3434番地
破産者　有限会社都濃印刷
異議申述期間　平成25年９月２日まで
平成25年８月２日　山口地方裁判所周南支部

**平成２５年（フ）第１９００号**
大阪府茨木市耳原１丁目８番18号　ヴィラシャリテ105号
破産者　渡　　敦史
異議申述期間　平成25年９月19日まで
平成25年８月１日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第７７８号**
愛知県知多市にしの台４丁目15番地の10
破産者　植中木材こと　植中　伸夫
免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
平成25年８月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

## 免責審尋期日

**平成２５年（フ）第７８１２号**
神奈川県横浜市西区戸部本町34番２号、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区あざみ野２丁目15―22
破産者　林　　悦男
審尋期日　平成25年11月19日午前11時
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算協定認可

**平成２５年（ヒ）第３号**
北海道帯広市西３条南17丁目10番地
清算株式会社　株式会社タケハラ
代表清算人　竹原　徹郎
１　決定年月日　平成25年７月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社株式会社タケハラ(以下,「乙」という。)は、協定債権者帯広信用金庫(以下、「甲」という。)に対し、借入金２億9764万0601円及びこれに対する平成23年３月31日から支払済みまで、年18.25パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
２　甲は、乙に対し、第１項に定める債務を全額免除する。
３　本件協定の認可後、乙に新たな財産が発見されたときは、乙は,これを速やかに換価し、甲に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を甲に弁済する。
この場合においては、甲が第２項の規定により行った残債務の免除は、上記弁済の限度で効力を失うものとする。
釧路地方裁判所帯広支部